

議案第 1 号

米子市版コミュニティ・スクール モデル校区の選出について

尚徳中学校区（尚徳中学校・尚徳小学校・五千石小学校・成実小学校）及び淀江中学校区（淀江中学校・淀江小学校）を、米子市版コミュニティ・スクールのモデル校区に選出する。

（選出理由）

- 1 従来より地域とのかかわりが深く、本市が目指す「地域に学び 地域とともに進める 笑顔と感謝でつながる学校づくり」の実現に向けた取組が期待できること。
- 2 地域の課題や実態をとらえ、中学校区として育てたい子どもの姿を定めた小中一貫教育が展開されていること。また、幼稚園や保育園との連携が進んでいること。
- 3 該当中学校区の各校長から、コミュニティ・スクールの制度を活用して、地域と一体となって未来を担う子どもたちを育てたいという強い意向があること。

（参考資料）

- 1 米子市版コミュニティ・スクール基本方針（別紙 1）
- 2 米子市学校運営協議会規則（別紙 2）
- 3 モデル校区選定までの経緯と今後の推進スケジュール（別紙 3）

米子市版コミュニティ・スクール基本方針

「地域に学び 地域とともに進める 笑顔と感謝でつながる学校づくり」

- 地域の特性を生かし、より豊かで創造的な9年間の教育活動を地域とともに行います。
- 地域ぐるみで効果的に子どもを育む、持続可能な体制づくりを行います。
- お互いの顔が分かる関係づくりを基盤に、学校を核とした地域づくりを推進します。

○地域の特性を生かし、より豊かで創造的な9年間の教育活動を地域とともに行います。

- ・小・中学校9年間の一貫した教育の実現に向けた、学校と家庭、地域住民による熟議の場を設定
- ・地域を学び、地域で学び、地域に学ぶ「ふるさと教育」の充実
- ・地域の人的・物的資源を活用した特色ある教育課程の編成・教育活動の展開

○地域ぐるみで効果的に子どもを育む、持続可能な体制づくりを行います。

- ・学校と地域が課題を共有し、共通の目標に向かって協働する組織づくり
- ・地域学校協働活動推進員を核とした学校と地域の連携推進

○お互いの顔が分かる関係づくりを基盤に、学校を核とした地域づくりを推進します。

- ・学校と地域の双方向の連携・協働による幅広い地域住民等の参画および地域の活性化
- ・地域学校協働活動推進員を核とした緩やかな地域ネットワークによる活動の実行

米子市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について中学校区または各学校において、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得ることを基本とする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
 - (2) 学校経営計画に関すること
 - (3) 組織編成に関すること
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
 - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること 等
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校や地域の実態、実情を踏まえた必要な人材像及び人材の配置について、教育委員会を経由し、鳥取県教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。
 - 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること
 - 二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 対象学校の通学区域に居住する市民のうち校長が推薦する者
 - (3) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者のうち校長が推薦する者
 - (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (5) 対象学校の校長、その他の教職員
 - (6) 関係行政機関の職員のうち校長が指名する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

- 第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

- 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

- 第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

- 第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。
- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

- 第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

モデル校区選定までの経緯と今後の推進スケジュール

令和3年1月27日

1. モデル校区選定までの経緯

年 度	日 付	会 議 名	内 容
令和2年度	8月28日 9月1日	小・中学校長会	○モデル校区の公募について ・概要の説明 ・公募の周知 ・質疑応答
	9月29日 10月20日 10月21日	事前打ち合わせ 尚徳中・成実小・五千石小・淀江小	○モデル実施に向けての説明及び質疑 応答
	10月22日	コミュニティ・スクール導入に 向けた意見交換会 参加者 尚徳中・淀江中校区校長 武本委員・秋藤委員	○学校運営協議会について ・設置方針 ・委員の選出 ・地域への周知・説明 ○地域学校協働活動について ・推進員について ・活動費 ○質疑応答
	11月4日	生涯学習課・地域振興課との協議	○公民館長会・自治連合会に向けた協議
	11月24日	公民館長正副会長協議	○事業の概要説明・質疑応答
	12月17日	自治連合会正副会長協議	○事業の概要説明・質疑応答
	12月25日	公民館長会	○事業の概要説明・質疑応答
	1月22日	自治連合会常任委員会	○事業の概要説明・質疑応答
	1月12日	モデル校区に係る説明会 尚徳中校区公民館長・校長	○モデル校実施に向けた説明・質疑応答
	1月15日	モデル校区に係る説明会 淀江中校区公民館長・校長	○モデル校実施に向けた説明・質疑応答
	1月20日	第3回推進協議会	・モデル校の選出について ・協議 ・研修
	1月27日	米子市教育委員会 1月定例会	○協議および承認 「米子市版コミュニティ・スクール モデル 校区の選出について」

2. 今後の推進スケジュール

時期	教育委員会	C S 推進協議会	各モデル実施校
令和3年 2月～3月	準備会立ち上げ準備 □市報・HPで広報 □家庭・地域への情報提供 □学校運営協議会規則策定 □教育委員会規則の改訂 □学校管理規則の改訂		地域等への周知・説明 □地域への説明 □各組織・団体への説明 □推進の組織づくり
4月以降	研修会等の企画・運営 □C S 研修会の開催 □管理職研修会開催 □コーディネーター養成講座 □啓発（リーフレット） □小中一貫教育の整理	令和3年度 第1回推進協議会開催 (4月下旬～5月上旬) ・合同研修会等 (尚徳・淀江部会) ※適宜開催し、第2次モデル中学 校区の選定に向けて協議を継続	C S 準備会の立ち上げ □準備委員の人選 □教職員への説明・研修 □P T Aへの説明・研修 □校区の目標・めざす子ども像の 設定